

第4回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年10月26日(水) 10:00~12:00

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料3：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【現状把握】

<立入検査>

○ドローンを活用する場合、周囲をフェンスで囲う等の相手方が内部状況を見られることを拒んでいと推察される状況において、上空まで飛行することは可能か。
⇒前段階として公道等からのパトロールで盛土の有無を確認し、盛土が確認された場合、立入検査により当該土地に立ち入り、ドローンにより具体的に検査することが可能と整理している。

○立入検査について、直接強制ではなく間接強制であることを前提としつつも、自治体が躊躇しないような記載をすることが求められる。

○立入検査の拒否については、刑罰を科すことによって間接強制の実効性を確保するため、立入検査拒否の証拠収集を行う必要がある。

○立入検査での調査の内容やチェックリストを示してほしい。
⇒技術的な検討と併せて、今後整理する。

○立入検査での同意に関して、トラブル防止の観点から、現地での口頭確認等の同意を取るようになっている実態がある。柔軟な対応が可能となる記載とした方が良い。

○立入検査の範囲（検査の対象、持ち帰られるもの）をある程度示した方が良い。
⇒ボーリング調査等により採取した土砂等は持ち帰りが可能と整理している。今後、違反性や危険性に関する技術的判断方法の検討を踏まえ、立入検査で実施可能な検査を示していく。

<報告の徴取>

○土地所有者が盛土の存在を把握していない場合であっても、土地所有者は報告徴取の対象となり得ることをガイドラインに記載した方が良い。

○工事施工後に工事施行者に対して報告徴取できないことは問題ないか。
⇒土地所有者の承諾が無い場合、工事主に対して報告徴取可能なため、工事主から情報収集すればよいと考えられる。

○工事施工中は、工事施行者を占有者に該当するとしており、工事施工後も、工事施行者を占有者に該当すると整理できないか。
⇒土地所有者は元土地所有者を含む概念ではなく、あくまで現に土地を所有している者と解釈しているため、元占有者を占有者と解釈することは難しい。

○建設業法など、関係法令での報告徴取は可能か。
⇒関係法令の報告徴取により有用な情報が得られるか検討する。

【監督処分】

○善意無過失の土地所有者は、監督処分の要件に該当するが、効果裁量の観点から慎重に判断するという整理で良いか。

⇒ご認識の通りである。監督処分では、本来技術的基準に適合した是正を求めるが、善意無過失の土地所有者に対しては災害防止の観点で必要な範囲での命令をすることも考えられる。

○違反行為を行う建設業者を把握した場合、建設業所管部局に違反者情報を提供し、適切な指導・処分を行うことを想定しているのか。また、建設業法の施行令に盛土規制法が位置付けられるのか。
⇒建設業法において、他法令の違反行為も処分の対象になると考えており、盛土規制法も対象にしていく方針である。今後、盛土規制法で違反行為を行った建設業者は、建設業所管部局に情報共有することが考えられる。

○不法盛土等と危険盛土等が重複する場合はあるのか。

⇒不法盛土等と危険盛土等を重複している事例として、無許可かつ、斜面地に危険な状態で存在している盛土等が考えられる。

○農地法では原状回復を前提としているが、盛土規制法では原状回復という文言がない。複数の法令違反事案に対する是正命令を行う際に、法令間の優先順位はどのように設定するのか。

⇒盛土規制法と農地法では法律の趣旨が異なるため、命令内容の差異が生じる場合があると考えている。実際の運用については、農地法部局と盛土規制法の部局で連携して対応することを考えている。具体的な関係部局の連携方法については、今後整理する。

○災害防止措置は、非常に時間のかかるような本質的な工事（全撤去等）に入る前に、人命が失われないような応急対策（待受け工やかご工）を行う必要があるのではないかと。

○次に大雨や地震が来たら崩壊してしまうようなリスクのある盛土の周辺住民に対する情報公開は、そのリスクが正しく認識される形で適切に行うべきである。

⇒応急的な対応や危険性の周知等を整理し、ガイドラインに記載していく。

○善意無過失の土地所有者の取り扱いについて、過去の事案も踏まえ、慎重に所有者の責任の範囲を考える必要がある。

⇒土地所有者が被害者であったとしても、仮にその土地に置かれた盛土が崩れたときに、民法上も最後責任を追及されるのは土地所有者になるため、いかなる状況でも土地所有者に責任がないという判断をすることは難しいと考えている。

【改善命令】

○改善命令相当の盛土等の状況として、「技術的観点から崩落のおそれ大きい」と記載されており、勧告相当の盛土等の状況に、「技術的基準又はこれに準ずる水準に不適合」とあるが、「技術的観点」と「技術的基準又はこれに準ずる水準」の違いがわかりにくいのではないかと。

⇒勧告は、土地の保全努力義務として、技術的基準が求める性能基準に達しているかを判断するが、改善命令は、技術的基準のみならず、盛土が崩落して下流の保全対象施設へ影響があるかどうかを技術的に含めて判断している。言葉の定義について整理する。

○改善命令の対象となる盛土の要件にある「災害の発生のおそれ大きい」について、「災害」及び「おそれ」の解釈をガイドラインに明記することが望ましい。

⇒技術的に検討し、どのような盛土が対象になるか整理する。

(2) 今後のスケジュール

・事務局より「資料3：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉会

以上